

とし會社が自發的改善實施を俟つこととして只管穩健なる態度を以て臨み以來種々接衝を重ね來り漸く去る五月十五日に至り吾等の歎願條項に對し各課主任立會を以て委員會を開催し誠意ある會社の發表に依り歡喜して吾々は會社を信頼し只管實施期日の到來を待ちたり。

契約束の六月二十一日の期日は嘗普通り履行せられたるも割當に對し五月十五日言明せられし事は毫も履行せず其他社則改訂の如きも委員會に於て回答せられし期日に至るも實施せず凡ての約束を不履行なし吾等の信頼を根底より裏切りしは不都合も甚しく誠意無し爲めに吾等は憤慨に堪へず本日更めて左記條項要求仕り候也

要求項目

第一條 今同の件に就ては絶対に犠牲者を出さざること

第二條 五月十五日委員會に於て會社が發表せられたる如く給料値上げ六百圓（一ヶ月總額）割當は嘗言約束通り履行せらるべきこと

第三條 社則改正は之れ亦約束を履行し即時實施すべきこと
第四條 今同の件に就ては一切の費用は之れを全額會社負擔のこと

右決議左記連名を以て要求仕り候間昭和九年六月二十六日正午迄下宇美驛前従業員本部迄回答相成度萬一右回答日時經過せるも回答無き場合は直に斷然たる行動の開始を爲す

昭和九年六月二十五日午前十時

右 (イロハ順) 氏 名 印

六拾名署名 捺印

社長 小林 作 五 郎 殿